



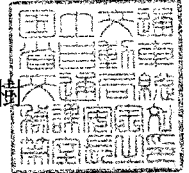
国自総第270号  
平成17年10月12日

トラック事故被害者をなくす会

代表 金澤喜三 殿

国土交通省自動車交通局総務課安全対策室長

江角 直樹



### 要望書の回答について

平成17年6月15日に貴殿から提出された要望書について、下記のとおり回答します。

#### 記

##### 1. 要望1の回答

現在、自動車運送事業者に対して監査を行う際は、事業者不在や確認すべき書類がそろわないことによる監査の未成立を防ぐため、原則として事前に通告を行っています。

しかしながら、事前に通告を行うことにより事業者が書類等を改ざんするおそれも懸念されることから、無通告による監査の実施について現在検討を進めているところです。

##### 2. 要望2の回答

事業用自動車に関する事故については、平成11年以降、一部の事故について運輸支局等を通じて詳細な情報収集を行い、運行管理等に係る要因を把握することにより、事故の再発防止対策の検討を行ってきております。

また、事故を引き起こした事業者に対して監査を行うことにより、事故の原因と思われる運行管理等の不適切な部分について調査を行っています。なお、監査において、適切な管理が行われていなかったと認められた場合には、行政処分を行うこととしております。

##### 3. 要望3の回答

事故報告書は、自動車運送事業者による自動車事故の実態を把握し、これを分析集計して事業者に対する指導を通じて事故の再発防止を図るために提出を求めている

るものであることから、その内容について可能な限り詳細に記載される必要があります。

このため、事業者が事故報告書を提出する際には、運輸支局等において、記入漏れの有無や記載内容について確認をし、可能な限り詳細に記載するよう事業者を指導しているところです。

#### 4. 要望4の回答

現在、公安委員会から運輸支局に死亡事故を引き起こしたとの通知があった事業者等については、早期に監査を行うこととしております。

今後とも引き続き早期に監査を行うことを徹底し、厳正に対処してまいります。

#### 5. 要望5の回答

監査等において違反事実が判明した事業者に対しては、処分基準に基づき車両停止等の行政処分を行います。仮に、車両停止の処分を逃れようとして違反を行った営業所を廃止したとしても、当該事業者の隣接する営業所について車両停止処分を行います。このため、車両停止処分を逃れることはできないと考えています。

#### 6. 要望6の回答

監査等により行政処分等を行った事業者に対しては、処分の日から3ヶ月以内に当該違反に係る改善報告の提出を義務付けております。また、累積点数が21点以上となった事業者に対しては、3ヶ月以内の改善報告とあわせて、累積点数が20点以下になるまで、6ヶ月ごとに改善報告の提出を義務付けています。

#### 7. 要望7の回答

運送事業者に対して重大事故後に監査を行う際は、事前に当該事業者の事故報告書の提出の有無や事故報告書に記載された事故の内容等を確認しておき、監査の際に安全規則で義務付けられている事業者の事故の記録により事故概要等について確認を行っています。提出された事故報告書については、事故報告書提出時に可能な限り事業者から聴取を行い、疑義が生じた場合には警察等に問い合わせる等、適宜対応しております。

なお、その他報告義務があるものについても、重大事故後の監査時に確認を行うこととしております。

#### 8. 要望8の回答

今後、運輸局、運輸支局の監査要員の増強等監査体制の見直しを図りつつ、事故等を引き起こした事業者に対して、更に迅速な対応が行える体制を構築していきたいと考えております。

また、現在行っている監査担当者に対する研修を更に充実させ、監査担当者の資質の向上を図ること等により、厳正な監査に努めていきたいと考えております。